

デジタル臨時行政調査会作業部会（第12回）

厚生労働省説明資料

令和4年8月9日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 該当法令

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（報告等）

第10条 市町村等は、自立支援給付に関して必要があると認めるときは、当該自立支援給付に係る障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売、貸与若しくは修理（以下「自立支援給付対象サービス等」という。）を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該自立支援給付対象サービス等の事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

→ **自立支援給付を行う市町村等が、適正に給付を行うために自立支援給付対象サービス等を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、必要に応じ報告の徴収または立入検査等を行うことができるための規定。**

2 指導監査の根拠通知

○ 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について（平成26年1月23日障発0123第2号障害保健福祉部長通知）

→ 法第10条第1項、第11条第2項の規定により市町村又は都道府県知事が指定障害福祉サービス事業者等に対して行う質問等について基本的事項を定め、サービス等の質の確保及び給付の適正化を図ることを目的とする。（「指導指針」）

指導指針

5 指導方法等

(2) 実地指導

ア 実地指導の確認項目等

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点等」（非常災害対策の非常災害には火災だけではなく水害・土砂災害等の自然災害も含む。）に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

また、別紙「主眼事項及び着眼点等」における下線を付した項目（以下「標準確認項目」という。）以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとするとともに、「標準確認文書」で確認することを原則とする。

3 現状

- ・ 障害福祉サービス事業者等の事業所を対象に定期的に実施している実地指導については、自立支援給付に関する文書の提出等及び質問等について、指定基準遵守状況や適正な報酬請求の確認を行うことで、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として実施している。
- ・ これまで指導監査の実施については、全行程を実地でなければ標準確認文書等を確認することができないとしているが、老健局における介護保険サービス事業者や老人福祉施設において、定期的に実施している指導監査については、一部オンラインによって行うことが可能となっている。
- ・ 老健局の取組を参考に今後は、オンライン化を取り入れている自治体や障害福祉サービス事業者等の実態把握する必要があり、把握した上で把握した先行した取組事例を参考に指導監査におけるオンラインの活用方法を検討する必要がある。
- ・ また、実地指導で確認している標準確認文書等の中には、実地でなくても確認できる内容があれば、自治体や事業者等の関係者からの意見を聴いてオンラインによる確認の有効性を検証する必要がある。

4 PHASE 2以降に進めるための対応案

- 実地指導で確認する標準確認文書等について、訪問時間の短縮や訪問人数の減少といった事務効率化の選択肢の一つになるかの検証するためにオンライン化の実態を把握及び関係者からの意見徴収をした上で、一部オンライン化の可能性の可否について検討する。